

意見書案第 4 号

子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と
重篤な副反応の被害者救済について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成26年 3 月25日提出

| | | |
|-------|-----|-----|
| 提出者議員 | 野 尻 | 清 |
| 賛成者議員 | 石 黒 | 武 美 |
| 〃 | 豊 岡 | 義 博 |
| 〃 | 宮 下 | 透 |
| 〃 | 天 崎 | 弘 |
| 〃 | 大 坂 | 龍 起 |
| 〃 | 篠 原 | 藤 雄 |
| 〃 | 斉 須 | 正 友 |
| 〃 | 上 田 | 久 司 |

子宮頸がん予防ワクチンの接種の慎重な検討と重篤な副反応の被害者救済を求める意見書

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症については、昨年4月1日から予防接種法の改正により、市町村がワクチンの定期接種を行ってきた。ところが、子宮頸がん予防ワクチンを接種した後、接種との因果関係が否定できない副反応事例が全国で多数発生し、5月16日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では多数の副反応事例が医療機関から報告され、部会では健康被害の調査を行っていることと承知している。

また、厚生労働省は、6月14日以降、希望者には接種機会の確保を図るものの、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないよう勧告した。

厚生労働省が定期接種を進めてきた子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の50%から70%の原因とされる2種類のHPVに予防効果が期待されている一方、その副反応について、国民の不安が広がっていることは、危惧すべき重大な問題である。厚生労働省の責任において、慎重かつ徹底した検討を行うとともに、早急に被害者への救済を講ずるべきである。

よって、国においては、国民の健康と安全を守るため、次の事項について万全の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 重篤な副反応が報告されている子宮頸がん予防ワクチンの接種は、国の責任で、安全性などについて、慎重かつ徹底した評価検討を行うこと
- 2 国民に対し、適切な情報提供を行い、十分な説明責任を果たし、不安解消に万全を期すこと
- 3 任意接種を受けた者を含め、副反応の疑いのある者など予防接種を受けた者、これから受けようとする者、あるいは、その保護者からの相談に応ずる窓口を、地方自治体などに早急に設置するべく措置を講ずること
- 4 副反応に対する治療方法の確立、被害者救済制度の十分な周知と早期の設定を進めること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年 3 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣